

入札の取止めについて

令和5年7月13日付けの公告により、令和5年8月2日に執行した一般競争入札について、大崎市工事等の入札に係る積算疑義申立てに関する取扱要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり入札を取止めます。

記

1 業務番号 2023000980

2 業務名 令和5年度 新堀川河川用地測量業務

3 入札日時 令和5年8月2日（水）午前11時25分

4 取止め理由

当該入札において、積算内容に疑義の申立てがあり確認したところ、積算内容に誤りが判明し、その結果、落札候補者に変更が生じ、適切な契約とならないと認められることから当該入札を取止めとするもの。

5 今後の対応

当該入札については、積算内容を改めて精査し、業務内容の一部変更も含め検討の上、再発注する予定です。

なお、今後このようなことが起こらないよう、適正な事務処理手続きを徹底し、再発防止に取組んでまいります。